

10万円を上限とし、購入費および設置費用の合計額の50%を補助します！（同一世帯につき1台まで）

上ノ国町エアコン購入費補助金

上ノ国町では、住宅における熱中症による事故を未然に防ぎ、住民の安全かつ安心な生活を支援するため、エアコン設置に係る費用を補助します。



補助期間は、

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間！

○補助の対象となる方

次の**全て**に該当する方。

- ・本町の住民基本台帳に登録されており、現に本町に居住している方。
- ・新たにエアコンを購入し対象住宅に設置する方。
- ・対象住宅が賃貸住宅の場合には、当該賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ている方。
- ・既にこの補助金の交付を受けていない方。
- ・町税を滞納していない方。
- ・暴力団員でない方。

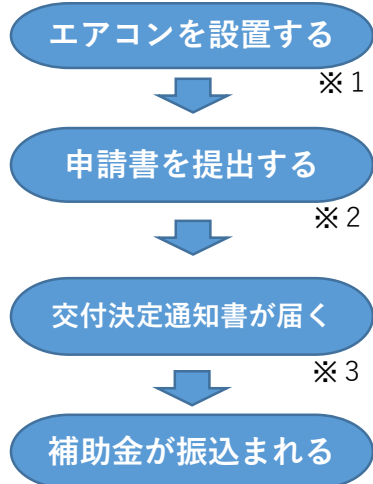
○補助額：エアコン購入費及び設置費用の50%（上限10万円）

※中古品または令和6年4月1日以前に購入・設置したエアコンは補助対象となりません。

例1) 購入費及び設置費用が10万円の場合、補助率50%なので、補助額は5万円となります。

例2) 購入費及び設置費用が30万円の場合、補助率50%では15万円となりますが、補助額は上限額の10万円となります。

○申請手続きの流れ



※1 補助の対象となるもの

- ・室内機及び室外機の購入費（送料を含む）
- ・室内機設置費
- ・室外機設置費（雨よけ、日よけなどの室外機カバー及び架台の設置を含む）
- ・配管接続費（カバーの設置を含む）
- ・電気工事費（アンペアの増加工事を含む）

※2 申請の際に必要なもの

- ・上ノ国町エアコン購入費補助金交付申請書
- ・エアコンの購入及び設置費用の額が分かる領収書の写し（申請者の氏名とエアコンの費用であることが記載されたもの）
- ・エアコンの保証書の写し
- ・設置した住宅の外観及びエアコン、室外機の写真
- ・振込先の口座情報が分かる書類の写し

※3 審査の結果、「不交付」となった場合は「不交付決定通知書」が届きます。